

大津市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車を する旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	利用期間	関係者
堂	大津市堂二丁目7番地先（北向き）	琵琶湖タクシー株式会社が行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する自動車であって、「のりあいタクシー『光ルくん号』」と称するものに限る。	当該停留所を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。 停留所における停車または駐車は、当該事業に係る運行時間内に限ること。	令和7年4月1日から当面の間	大津市長 滋賀県公安委員会 近畿運輸局長 帝産湖南交通株式会社 近江鉄道株式会社
堂橋	大津市堂一丁目17番地先（南向き）				
川向	大津市堂二丁目5番地先（北向き・南向き）				
新免	大津市新免二丁目1番地先（北向き・南向き）				
田上中学校前	大津市新免二丁目21番地先（北向き・南向き）				
田上車庫前	大津市中野二丁目1番地先（北向き・南向き）				
中野	大津市中野一丁目16番地先（北向き）				
芝原中野口	大津市中野一丁目14番地先（北向き）				
平野	大津市平野二丁目13番地先（北向き）				
上田上小学校前	大津市平野一丁目18番地先（東向き）				
牧	大津市牧二丁目5番地先（北向き・南向き）				
牧口	大津市牧一丁目18番地先（北向き・南向き）				
青山五丁目	大津市青山五丁目13番地先（北向き）				
青山七丁目	大津市松が丘一丁目14番地38先（北向き）				